

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

健康推進課

○ 指定障害児通所支援事業者の指定

指導監査室

○ 介護医療院の開設許可

〃

○ 漁業の免許

水産課

【公告】

○ 土地改良事業施行認可申請の縦覧

耕地課

○ 公共測量の実施

監理課

○ 港湾隣接地域の指定についての公聴会の開催

港湾課

○ 道路の位置の指定

建築指導課

○ 二級建築士の免許の取消し

〃

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

〃

【企業局】

○ 岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程

総務企画課

（県例規集登載）

【教育委員会】

○ 岡山県立学校の管理運営に関する規則の

教育委員会

目次

担当課（室）

一部を改正する規則

（県例規集登載）

◎岡山県告示第一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和六年一月五日

指定を更新した医療機関

名称

サエラ薬局 倉敷店

大谷薬局

所在地

倉敷市老松町四―一―三三

赤磐市沼田一―二六〇―一

更新年月日

令和六年一月一日

令和六年一月一日

岡山県知事 伊原 隆 太

◎岡山県告示第二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和六年一月五日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ふりーすたいる のびのび事業所

2 所在地

久米郡久米南町下弓削四四六一三 プレリユードA棟

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社フリースタイルエンターテインメント

2 主たる事務所の所在地

倉敷市新田二五五四番地

三 指定年月日

令和六年一月一日

四 事業所番号

三三五三八〇〇六七

五 サービスの種類

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和六年一月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

介護医療院木村医院

2 所在地

岡山県都窪郡早島町早島一四六九番地一

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人木村医院

2 所在地

岡山県都窪郡早島町早島一四六九番地一

三 許可年月日

令和五年十二月二十二日

四 介護保険事業所番号

三三B二六〇〇〇一〇

五 サービスの種類

介護医療院

令和6年1月5日 岡山県公報 第12562号

内共 第十六号	内共 第十五号	内共 第十四号	内共 第十三号	内共 第十二号	内共 第十一号	内共 第十号	内共 第九号	内共 第八号	内共 第七号	内共 第六号	内共 第五号	内共 第四号	内共 第三号	内共 第二号	内共 第一号	免許番号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	令和五年岡山 県告示第二十 四号	内水面漁場計 画の告示番 号
〃	〃	成羽川漁業協同組合	芳井町漁業協同組合	小田川漁業協同組合	高梁川漁業協同組合	旭川北漁業協同組合	湯原漁業協同組合	旭川中央漁業協同組合	旭川南部漁業協同組合	奥津川漁業協同組合	久田川漁業協同組合	加茂郷漁業協同組合	吉井川漁業協同組合	吉野川漁業協同組合	吉井川南部漁業協同組 合	漁業権者の名称
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	内水面漁場計 画の告示によ る内水面漁場 計画のとおり	免許の内容、条 件及び存続期 間

◎岡山県告示第四号
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十三条第一項の規定により、令和六
 年一月一日次のとおり漁業の免許をした。
 令和六年一月五日
 岡山県知事 伊原木 隆 太

内共 第二十一号	内共 第二十号	内共 第十九号	内共 第十八号	内共 第十七号
〃	〃	〃	〃	〃
〃	合 児島湾淡水漁業協同組	〃	番川漁業協同組合	新見漁業協同組合
〃	〃	〃	〃	〃

令和6年1月5日 岡山県公報 第12562号

〔一〕 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和六年一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

高崎土地改良区

二 地区名

流幹川上2（水利施設等保全高度化（用排水施設整備）事業）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

令和六年一月五日から同月二十六日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

令和6年1月5日 岡山県公報 第12562号

(二) 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	県内の一般国道百八十号の指定区間の一部の区間(総社市総社から小寺まで)の周辺
測量の種類	公共測量(車載写真レザ測量)
測量期間	令和五年十二月二十日から令和六年二月二十九日まで

〔三〕港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第二項の規定により、次のおり港湾隣接地域の指定について公聴会を開催する。
令和六年一月五日

北木島港港湾管理者 岡山県
代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

- 1 日時 令和六年一月十五日（月） 午後2時から
- 2 場所 岡山県笠岡市六番町2-5

岡山県備中県民局井笠地域事務所 第1会議室

3 予定地域の範囲

北木島港本浦地区（方位 真北）

次の1線から10線までの各線と海面とによって囲まれた区域及び11線から47線までの各線と海面とによって囲まれた区域

1線 岡山県笠岡市北木島町字南212番の国土地理院四等三角点「南」（北緯34° 22' 19" 9983, 東経133° 33' 02" 9191）（以下「基点」という。）から325° 28' 52. 385" の方向に距離906. 629mの地点より274° 24' 49. 106" の方向に水際線まで引いた線

2線	1線起点から	5° 54'	39. 538"	12. 177mの地点まで引いた線
3線	2線終点から	251° 10'	21. 517"	10. 712m
4線	3線終点から	342° 49'	21. 946"	11. 194m
5線	4線終点から	353° 13'	21. 564"	5. 008m
6線	5線終点から	296° 3'	11. 110"	41. 942m
7線	6線終点から	249° 2'	32. 040"	6. 293m
8線	7線終点から	200° 30'	53. 314"	59. 521m
9線	8線終点から	174° 9'	37. 467"	32. 307m
10線	9線終点から	96° 43'	38. 150"	の方向に水際線まで引いた線
11線	基点から319° 51' 52. 218" の方向に907. 919mの地点より6° 49' 20. 999" の方向に水際線まで引いた線			
12線	11線起点から	105° 4'	46. 315"	30. 251mの地点まで引いた線
13線	12線終点から	184° 8'	22. 390"	43. 443m
14線	13線終点から	176° 32'	31. 476"	1. 177m
15線	14線終点から	170° 4'	54. 979"	14. 654m
16線	15線終点から	186° 58'	41. 575"	15. 927m
17線	16線終点から	161° 38'	20. 227"	6. 375m
18線	17線終点から	61° 19'	14. 532"	21. 456m
19線	18線終点から	151° 36'	0. 797"	1. 411m
20線	19線終点から	181° 15'	15. 077"	26. 955m
21線	20線終点から	194° 37'	49. 535"	4. 794m
22線	21線終点から	181° 40'	14. 120"	7. 409m
23線	22線終点から	115° 57'	54. 723"	57. 754m
24線	23線終点から	173° 20'	23. 515"	9. 967m
25線	24線終点から	115° 18'	59. 910"	10. 058m
26線	25線終点から	25° 33'	12. 374"	7. 574m
27線	26線終点から	75° 57'	9. 537"	45. 039m
28線	27線終点から	149° 47'	50. 480"	24. 918m

令和6年1月5日 岡山県公報 第12562号

29線	28線終点から	59° 27'	38.767"	25.507m	〃
30線	29線終点から	137° 7'	50.269"	262.660m	〃
31線	30線終点から	69° 43'	53.755"	5.199m	〃
32線	31線終点から	137° 7'	55.811"	1.083m	〃
33線	32線終点から	69° 43'	33.204"	32.634m	〃
34線	33線終点から	78° 29'	10.576"	20.345m	〃
35線	34線終点から	82° 44'	58.493"	18.985m	〃
36線	35線終点から	87° 20'	14.923"	5.554m	〃
37線	36線終点から	180° 37'	12.932"	4.988m	〃
38線	37線終点から	89° 30'	43.316"	82.193m	〃
39線	38線終点から	71° 7'	1.338"	31.949m	〃
40線	39線終点から	46° 27'	24.745"	61.993m	〃
41線	40線終点から	95° 17'	11.934"	26.775m	〃
42線	41線終点から	44° 12'	36.545"	19.441m	〃
43線	42線終点から	22° 49'	43.354"	16.862m	〃
44線	43線終点から	358° 23'	53.293"	9.051m	〃
45線	44線終点から	11° 41'	32.850"	15.657m	〃
46線	45線終点から	40° 6'	16.282"	5.104m	〃
47線	46線終点から	280° 9'	54.990"		〃

〃の方向に水際線まで引いた線

令和6年1月5日 岡山県公報 第12562号

〔四〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和六年一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号 指定年月日	道路の位置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第四一〇二号 令和五年十二月二十日	浅口市鴨方町六条院東字鍋田二五 九一番一三、二五九八番一、二五 九八番一五、二五九八番一地先水路	六・〇二	一四三・〇 五
岡山県指令備中局 建第四一〇三号 令和五年十二月二十日	浅口市鴨方町六条院東字鍋田二五 九一番一、二五九一番一五、二五 九一番一地先水路	六・〇二	一一九・七 三

〔五〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

令和六年一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

令和五年十二月二十二日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

國政 浩 二級建築士 第一九八四号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該建築士が死亡した旨の届出があったため

〔六〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年一月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西阿曾字東屋敷三五四―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西阿曾三五六―一

寺田真紀夫

寺田由美子

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十月五日岡山県指令建指第二一六号

◎岡山県企業管理規程第一号

岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和六年一月五日

岡山県公営企業管理者 片山 誠 一

岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程
岡山県企業局財務規程（昭和四十七年岡山県企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。
別表第三の電気事業勘定科目表の収益の表中

	太陽光発電電力料 営業雑収益	「電力料」及び「太陽光発電電力料」に該当しない収益で電気事業の運営に伴って通常発生するものをいう。	を
	太陽光発電電力料 容量市場収入 営業雑収益	「電力料」、 「太陽光発電電力料」及び「容量市場収入」に該当しない収益で電気事業の運営に伴って通常発生するものをいう。	を

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

真庭市中島一四三		真庭市落合垂水四四八―一			
全日制	専攻科	全日制			
食生活化学	攻科	経営	食農	看護	普通
	四〇	四〇	四〇	四〇	
	四〇	四〇	四〇	四〇	
三五				四〇	七〇
七〇	八〇	三五〇			

を

普通	普通
一二〇	四八〇

に改め、同表岡山県立真庭高等学校の項中

普通	ビジネス	普通
八〇		
四〇	四〇	一二〇
三二〇		

を

中「四八〇」を「四四〇」に改め、同表岡山県立勝山高等学校の項中

新見市新見一三九四		新見市新見一九九四		
全日制	普通	全日制		
工業技術	普通	総合	工業	生物
一〇五	二九〇	三五	一〇五	九〇
四八五				

を

に改め、同表岡山県立備前緑陽高等学校の項

真庭市落合垂水四四八一	
専	全日制
攻	看 食農 経営 ビジネス
科	護 産 生
四〇	四〇 四〇 四〇
四〇	四〇 四〇 四〇
	四〇 四〇 四〇
八〇	三六〇

に改める。

別表第四岡山県立岡山支援学校の項中

六

を

三に改め、同表岡山県立岡山西支援学校の

項中「六」を「三」に改める。

別表第七岡山県立真庭高等学校の項中

やまなみ寮
白梅寮

真庭市中島一四三
真庭市落合垂水一〇六四

男子 一六
女子 四四

を

白梅寮	真庭市落合垂水一〇六四	女子	四四
-----	-------------	----	----

に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。